

目 次

1	101 縄手小学校	1
2	102 縄手北小学校	2
3	103 枚岡東小学校	3
4	104 枚岡西小学校	4
5	105 石切小学校	5
6	106 孔舎衛小学校	6
7	107 上四条小学校	7
8	108 縄手東小学校	8
9	109 孔舎衛東小学校	9
10	110 石切東小学校	10
11	111 成和小学校	11
12	112 北宮小学校	13
13	113 弥栄小学校	14
14	114 玉川小学校	15
15	115 玉美小学校	16
16	116 英田北小学校	17
17	117 若江小学校	18
18	118 花園小学校	19
19	119 鴻池東小学校	20
20	120 玉串小学校	21
21	121 岩田西小学校	22

2 2	122 英田南小学校	23
2 3	123 加納小学校	24
2 4	124 花園北小学校	25
2 5	125 荒川小学校	26
2 6	126 長堂小学校	27
2 7	127 高井田東小学校	28
2 8	128 森河内小学校	29
2 9	129 高井田西小学校	30
3 0	130 楠根小学校	31
3 1	131 意岐部小学校	32
3 2	132 小阪小学校	33
3 3	133 上小阪小学校	34
3 4	134 弥刀小学校	35
3 5	135 長瀬北小学校	36
3 6	136 長瀬東小学校	38
3 7	137 八戸の里小学校	39
3 8	138 長瀬南小学校	40
3 9	139 弥刀東小学校	41
4 0	140 長瀬西小学校	42
4 1	141 楠根東小学校	43
4 2	142 柏田小学校	44
4 3	143 西堤小学校	45
4 4	144 意岐部東小学校	46

4 5	145 八戸の里東小学校	47
4 6	146 藤戸小学校	48
4 7	147 大蓮小学校	49
4 8	148 桜橋小学校	50
4 9	149 布施小学校	51
5 0	150 池島学園（前期課程）	52
5 1	151 くすは縄手南校（前期課程）	53
5 2	201 縄手中学校	54
5 3	202 枚岡中学校	55
5 4	203 石切中学校	56
5 5	204 縄手北中学校	57
5 6	205 孔舎衛中学校	58
5 7	206-1 盾津中学校（第1屋内運動場）	59
5 8	206-2 盾津中学校（第2屋内運動場）	60
5 9	207 玉川中学校	61
6 0	208 英田中学校	62
6 1	209 花園中学校	63
6 2	210 盾津東中学校	64
6 3	211 若江中学校	65
6 4	212 長栄中学校	66
6 5	213 新喜多中学校	67
6 6	214 金岡中学校	68
6 7	215 上小阪中学校	69

6 8	216 楠根中学校	70
6 9	217 意岐部中学校	71
7 0	218 高井田中学校	72
7 1	219 小阪中学校	73
7 2	220 長瀬中学校	74
7 3	221 弥刀中学校	75
7 4	222 柏田中学校	76
7 5	223-01 布施中学校（第1屋内運動場）	77
7 6	223-02 布施中学校（第2屋内運動場）	78
7 7	224 池島学園（後期課程）	79
7 8	225 くすは縄手南校（後期課程）	80
7 9	301-1 日新高等学校（2階屋内運動場）	81
8 0	301-2 日新高等学校（1階柔剣道）	82
8 1	401 教育センター	83

1 101 縄手小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 玄関横にあるタイル面は、適切な改修方法を検討し、市と協議する。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 内装仕上改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年11月1日以降に行うこと。 (ウ) 換気設備整備は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年11月1日以降のいずれかの期間で行うこと。
②その他	

2 102 縄手北小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	(ア) 玄関に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

3 103 枚岡東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 運動場面にある屋外照明用ガードは、撤去する。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	<p>(ア) 内装仕上改修は、令和6年8月1日から令和6年9月15日までの間に完了し、学校に使用させること。</p> <p>(イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年11月15日以降に行うこと。</p> <p>(ウ) 換気設備整備は、令和6年8月1日から令和6年9月15日まで、または令和6年11月15日以降のいずれかの期間で行うこと。</p>
②その他	

4 104 枚岡西小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

5 105 石切小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 29 棟倉庫内の仕上塗材面も外壁改修範囲とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	<p>(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。</p> <p>(イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。</p> <p>(ウ) 既設トイレ改修に際し、内部壁及び天井の吹付材及び下地調整材は、要求水準書Ⅲ 3 (2) ③イと同様の内容で除去する。</p> <p>(エ) (ウ) の除去の後、下地調整を行ったうえで、新たに同等以上の材料で吹付を行う。</p>
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

6 106 孔舎衛小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	(ア) 既設ギャラリー裏吹付の撤去に際し、下地調整材は、要求水準書Ⅲ 3 (2) ③イと同様の内容で除去する。 (イ) (ア) の除去の後、下地調整を行っただうえで、新たに同等以上の材料で吹付を行う。
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 内装仕上改修は、原則、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。なお、完了しない場合は、安全面や機能面を確保のうえ、令和6年8月31日でいったん終了し、令和6年10月15日以降に再開すること（例えば、令和6年8月31日までに壁改修は完了させ、ギャラリー裏吹付のみを再開後にする等）。 (イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年10月15日以降に行うこと。 (ウ) 換気設備整備及び照明改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年10月15日以降のいずれかの期間で行うこと。 (エ) 既設トイレ改修は、令和6年7月15日から令和6年9月30日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

7 107 上四条小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	(ア) 運動場面にある倉庫入口上部に雨水進入対策として庇を設けること。
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討は不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

8 108 縄手東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 屋内運動場南西角にある屋外手摺壁も外壁改修範囲とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

9 109 孔舎衛東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

10 110 石切東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

1 1 111 成和小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	(ア) 屋内運動場と接する外構にある柱、梁、玄関屋根等は、事業範囲とする。
③外壁改修	<p>(ア) コンクリート打ち放し（フッ素樹脂塗装）面は、適切な改修方法を検討し、市と協議のうえ、決定する。</p> <p>(イ) アクリル樹脂プラスター吹付面は、要求水準書Ⅲ 3（2）③イと同様の内容で除去する。なお、除去後の仕上げは、既設同等の材料とする。</p> <p>(ウ) 空洞ブロック面は、適切な改修方法を検討し、市と協議のうえ、決定する。</p> <p>(エ) 外壁面にあるガラスブロック及びアルミルーバーは、クリーニングする。なお、シールは全て全数打ち替えとする。</p> <p>(オ) 外部に面する出入口の鋼製建具は、更新ではなく、塗替とすることができる。</p> <p>(カ) 外部に面するステンレス建具は、要求水準書Ⅲ 3（2）③エ（コ）アルミ建具と同様の扱いとする。</p> <p>(キ) 2階屋外廊下の床は、既設仕上を撤去のうえ、重歩行に耐えうる防水仕様とする。</p> <p>(ク) 屋内運動場と接する外構にある柱、梁、玄関屋根等は、事業範囲とする。なお、大阪府地盤沈下観測所及び水質監視装置の建物は事業範囲対象外とする。また、設計業務及び施工業務において、大阪府地盤沈下観測所及び水質監視装置を所有する者と、周辺で工事を行うことの協議が必要である。</p> <p>(ケ) 屋内運動場と接する外構の柱間にあるフェンスは、要求水準書Ⅲ 3（2）③エ（ソ）防球フェンス等と同様の扱いとする。</p> <p>(コ) 49棟との間の渡り廊下は、本事業に必要な部分の改修を除き、外壁改修対象外とする。</p>
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) 屋内運動場と接する外構にある柱、梁、玄関屋根等は、事業範囲とする。
⑥換気モニター撤去	

⑦トイレ整備	<p>(ア) 既設身障者用トイレは多目的トイレに改修する。なお、男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。</p> <p>(イ) 既設男女トイレの出入口三方枠（床見切り共）は、清掃のうえ、再使用することができる。</p> <p>(ウ) 既設身障者用トイレのハンガードアは、枠を再利用することができる。</p> <p>(エ) 既設トイレ改修に際しては、工事中仮設間仕切を設置する。</p>
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

1 2 112 北宮小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

1 3 113 弥栄小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

1 4 114 玉川小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	(ア) 玄関に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

15 115 玉美小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	(ア) 壁改修の範囲は、梁間方向及び桁行方向ともに、屋根下までとする。
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 屋内運動場棟東面にある給食配膳用スロープは、要求水準書Ⅲ 3 (2) ③エ (セ) による改修を行う。また、施工期間中、市と協議のうえ、給食の搬入搬出ルートを確保する。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 多目的トイレ新設に際しては、工事中仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 内装仕上改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年11月1日以降に行うこと。 (ウ) 換気設備整備は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年11月1日以降のいずれかの期間で行うこと。
②その他	

16 116 英田北小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) トイレ前通路部分も含めて改修範囲とする。 (イ) トイレ前通路部分も含め要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

17 117 若江小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

18 118 花園小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

19 119 鴻池東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 多目的トイレ新設後、階段下倉庫は新設配管部分を除き使用できるようにする。 (イ) 多目的トイレ新設に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

20 120 玉串小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。 (ア) 既設トイレ改修及び多目的トイレ新設に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

2 1 121 岩田西小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

2 2 122 英田南小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	(ア) 既設換気設備は撤去のうえ、新たに換気設備を設ける。
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。 (イ) 新設する多目的トイレの位置は、現況の再調査を行い、市及び学校と協議のうえ最終確定する。また、入り口の位置も同様とする。 (ウ) 多目的トイレ新設に際しては、工事中仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 内装仕上改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年10月15日以降に行うこと。 (ウ) 換気設備整備は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年10月15日以降のいずれかの期間で行うこと。
②その他	

2 3 123 加納小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	(ア) 玄関に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

2 4 124 花園北小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 内装仕上改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年10月15日以降に行うこと。 (ウ) 換気設備整備及び照明改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年10月15日以降のいずれかの期間で行うこと。 (エ) 既設トイレ改修は、令和6年7月15日から令和6年9月30日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

25 125 荒川小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	(ア) 玄関に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

26 126 長堂小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

27 127 高井田東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

28 128 森河内小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	(ア) 玄関に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

29 129 高井田西小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

30 130 楠根小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

3 1 131 意岐部小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 内装仕上改修は、令和6年8月1日から令和6年9月15日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年11月1日以降に行うこと。 (ウ) 換気設備整備及び照明改修は、令和6年8月1日から令和6年9月15日まで、または令和6年11月1日以降のいずれかの期間で行うこと。 (エ) 既設トイレ改修は、令和6年8月1日から令和6年10月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

3 2 132 小阪小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	(ア) 玄関に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修する。 (イ) 西門から運動場への車両の通行等に配慮する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

3 3 133 上小阪小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	<p>(ア) 1階トイレは、要求水準書Ⅲ3(2)⑦イ(イ)bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ3(2)⑦イ(イ)cとする。</p> <p>(イ) 2階トイレの多目的トイレの設置は、不要とする。</p> <p>(ウ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。</p>
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	<p>(ア) 内装仕上改修は、令和6年8月1日から令和6年9月15日までの間に完了し、学校に使用させること。</p> <p>(イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年11月1日以降に行うこと。</p> <p>(ウ) 換気設備整備は、令和6年8月1日から令和6年9月15日まで、または令和6年11月1日以降のいずれかの期間で行うこと。</p> <p>(エ) 既設トイレ改修は、令和6年8月1日から令和6年10月15日までの間に完了し、学校に使用させること。</p>
②その他	

3 4 134 弥刀小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

3 5 135 長瀬北小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	<p>(ア) 既設ギャラリー裏吹付の撤去に際し、下地調整材は、要求水準書Ⅲ3 (2) ③イと同様の内容で除去する。</p> <p>(イ) (ア) の除去の後、下地調整を行っただけで、新たに同等以上の材料で吹付を行う。</p>
②照明改修	
③外壁改修	<p>(ア) 1階長瀬北公民分館部分は、事業範囲とする。</p> <p>(イ) 1階長瀬北公民分館の管理用格子フェンスは、SOPによる塗替とする。なお、塗装に先立ち、部材の腐食が激しい箇所がある場合は、同等のもので更新を行う。</p> <p>(ウ) 2階バルコニーの防犯用忍び返しは、全て更新する。</p> <p>(エ) 外部に面する出入口の鋼製建具の更新は、2階以上とする。</p>
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	<p>(ア) 2階屋内運動場のトイレの施工期間中であっても、1階長瀬北公民分館のトイレは使用可能とする。そのため、床上での排水とする等1階への影響が最小限となる工法を検討し、市と協議すること。</p> <p>(イ) 既設身障者用トイレを多目的トイレに改修する。</p> <p>(ウ) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。</p> <p>(エ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。</p>
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	<p>(ア) 内装仕上改修は、原則、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。なお、完了しない場合は、安全面や機能面を確保のうえ、令和6年8月31日でいったん終了し、令和6年11月1日以降に再開すること（例えば、令和6年8月31日までに壁改修は完了させ、ギャラリー裏吹付のみを再開後にする等）。</p> <p>(イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年11月1日以降に行うこと。</p>

	<p>(ウ) 換気設備整備は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年11月1日以降のいずれかの期間で行うこと。</p>
②その他	<p>(ア) 1階は長瀬北公民分館となっており、学校とは別の運営形態である。</p> <p>(イ) 設計及び施工業務に際しては、学校等と同様、長瀬北公民分館に対しても協議等が必要となる。</p> <p>(ウ) 施工業務に際しては、長瀬北公民分館の運営にも配慮する。</p>

3 6 136 長瀬東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 空調等設備整備は、令和6年12月1日から令和7年1月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

37 137 八戸の里小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	(ア) 16棟給食配膳室への児童のルートを確保する。

38 138 長瀬南小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	<p>(ア) 内装仕上改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。</p> <p>(イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年11月1日以降に行うこと。</p> <p>(ウ) 換気設備整備は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年11月1日以降のいずれかの期間で行うこと。</p>
②その他	

39 139 弥刀東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

40 140 長瀬西小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

4 1 141 楠根東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	(ア) 玄関に到達する既設スロープがなく、東側入口に到達するスロープも勾配等が不適合であるため、運動場から玄関に到達するスロープを整備するため、既設スロープや周辺土間等を改修する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。 (イ) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

4 2 142 柏田小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	(ア) 壁改修の範囲は、梁間方向及び桁行方向ともに、屋根下までとし、アリーナ後方の倉庫壁等も含む。
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 男女トイレの間にある既設洗面部分に、性別を問わず使用することができる多目的トイレを整備する。 (イ) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。 (ウ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 空調等設備整備及び内装仕上改修は、令和6年6月1日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

4 3 143 西堤小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 多目的トイレ新設後、多目的トイレ裏側は新設配管部分を 除き使用できるようにする。 (イ) 多目的トイレ新設に際しては、工事中仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

4 4 144 意岐部東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	(ア) 屋根下にある既設換気設備は、内部側換気扇を撤去し、ステンレス製のカバープレートで開口を閉塞する。なお、電源コンセントは存置とし、既設換気扇スイッチ等の取扱いは、市と協議のうえ、決定する。
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 屋内運動場東面に接する2箇所の鉄骨造渡り廊下は、柱及び梁等の構造材を残して全て撤去する。そのうえで、要求水準書Ⅲ3(2)③エ(セ)による改修を行い、タイトフレーム等改修に必要な金物は新設する。なお、屋根材の水下は柱よりも外側に伸ばし、軒樋を設置する。また、屋根材の厚みは、 $t=1.0$ とする。 (イ) (ア)の改修に伴い、屋内運動場及び10棟校舎に必要な改修を含む。 (ウ)「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」に示す「内部外壁改修範囲」に示す玄関・ホールの内壁仕上塗材面も外壁改修範囲とする。なお、玄関・ホールにある天井ボード及び照明器具も更新する。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) アリーナ面の屋根は、「改修標仕」3.5、S3S工法、種別S-F2とする。
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。 (イ) トイレ前通路部分も含めて改修範囲とする。 (ウ) 既設トイレ改修及び多目的トイレ新設に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 玄関・ホール内の内壁仕上塗材面の改修及び照明器具の更新は、令和7年6月1日以降とする。
②その他	

4 5 145 八戸の里東小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	<p>(ア) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。</p> <p>(イ) 多目的トイレ新設後、階段下倉庫は新設配管部分を除き使用できるようにする。</p> <p>(ウ) 多目的トイレ新設に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。</p>
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	<p>(ア) 内装仕上改修は、令和6年7月15日から令和6年8月31日までの間に完了し、学校に使用させること。</p> <p>(イ) 空調設備整備のうち建物内での作業は、令和6年10月15日以降に行うこと。</p> <p>(ウ) 換気設備整備は、令和6年7月15日から令和6年8月31日まで、または令和6年10月15日以降のいずれかの期間で行うこと。</p> <p>(エ) 既設トイレ改修は、令和6年7月15日から令和6年9月30日までの間に完了し、学校に使用させること。</p>
②その他	

4 6 146 藤戸小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	(ア) 既設ギャラリー裏吹付の撤去に際し、下地調整材は、要求水準書Ⅲ 3 (2) ③イと同様の内容で除去する。 (イ) (ア) の除去の後、下地調整を行ったうえで、新たに同等以上の材料で吹付を行う。
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。 (イ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

4 7 147 大蓮小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) 屋根防水改修に必要な足場を設置する。
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 多目的トイレ新設後、階段下倉庫は新設配管部分を除き使用できるようにする。 (イ) 多目的トイレ新設に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

4 8 148 桜橋小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

49 149 布施小学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

50 150 池島学園（前期課程）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 屋内運動場北面にある一輪車置場は、SOPによる塗替とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。 (イ) 多目的トイレ新設後、階段下倉庫は新設配管部分を除き使用できるようにする。 (ウ) 既設トイレ改修及び多目的トイレ新設に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

5 1 151 くすは縄手南校（前期課程）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 既設トイレ改修は、「別紙2 対象施設別事業範囲図示図面」で示す既設トイレの範囲の中で行う。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和6年4月10日から令和6年6月15日までの間に完了し、学校に使用させること。
②その他	

5 2 201 縄手中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	(ア) 東側出入口に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

5 3 202 枚岡中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 屋内運動場棟の一部(西側部分)にプール更衣室及び機械室がある。当該諸室の外壁面も外壁改修範囲とする。なお、当該諸室の鋼製建具は、更新ではなく、塗替とすることができる。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ(イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ(イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

5 4 203 石切中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 20 棟と 30 棟の間にある鋼製門扉は、S O P 塗替とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) 屋内運動場棟北側陸屋根部分に既存空調室外機があるため、屋上防水改修に伴うフェンス改修の際は近隣住民に配慮し、東面を防音フェンスに改修すること。
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 1 階及び 2 階トイレは、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。 (イ) 3 階トイレの多目的トイレの設置は、不要とする。 (ウ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和 5 年 7 月 15 日から令和 5 年 9 月 30 日までに完了し、学校に使用させること。
②その他	

5 5 204 縄手北中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	<p>(ア) 多目的トイレ新設範囲に隣接する坪庭は全面撤去し、撤去面は周辺と同等の材料で復旧すること。</p> <p>(イ) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。</p> <p>(ウ) 既設トイレ改修及び多目的トイレ新設に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。</p>
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

5 6 205 孔舎衛中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

5 7 206-1 盾津中学校（第 1 屋内運動場）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 36 棟との間の渡り廊下は、本事業に必要な部分の改修を除き、外壁改修対象外とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

58 206-2 盾津中学校（第2屋内運動場）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

59 207 玉川中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

60 208 英田中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 北側屋根軒先部幕板は、更新する(取付金物共)。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 2階トイレは、要求水準書Ⅲ3(2)⑦イ(イ)bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ3(2)⑦イ(イ)cとする。 (イ) 3階トイレの多目的トイレの設置は、不要とする。 (ウ) 2階の施工は1階の使用に配慮し、床上での排水とする等1階への影響が最小限となる工法を検討し、市と協議すること。 (エ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修は、令和5年7月15日から令和5年9月30日までに完了し、学校に使用させること。
②その他	

6 1 209 花園中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	(ア) 既設ギャラリー裏吹付の撤去に際し、下地調整材は、要求水準書Ⅲ 3 (2) ③イと同様の内容で除去する。 (イ) (ア) の除去の後、下地調整を行っただうえで、新たに同等以上の材料で吹付を行う。
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) 下屋部分の屋根防水改修は、適切な改修方法を検討し、市と協議の上、決定する。
⑥換気モニター撤去	(ア) 既設換気上屋は、撤去する。
⑦トイレ整備	(ア) 男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

6 2 210 盾津東中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	(ア) 熱負荷計算時は、既設地中熱換気システムを考慮しない。
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

6 3 211 若江中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

6 4 212 長栄中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 2 - 2 棟倉庫内の仕上塗材面も外壁改修範囲とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) 運動場を照らす既設照明は、撤去し、同等以上の照明器具を壁面へ新設する。 (イ) 鋼製軒樋は、全て更新する。なお、撤去した際、露出する鉄部は全てSOP塗替とする。
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。
⑧スロープ整備	(ア) 東側出入口に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは新たに整備する。 (イ) 校庭は雨水貯留施設となっているため、改造等は不可とする。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

65 213 新喜多中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

66 214 金岡中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

67 215 上小阪中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

68 216 楠根中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	(ア) 玄関ホールに通じるスロープを新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、夏休み期間中に行うこと。
②その他	

69 217 意岐部中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

70 218 高井田中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 玄関横にあるタイル面は、適切な改修方法を検討し、市と協議する。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

7 1 219 小阪中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 16 棟倉庫内の仕上塗材面も外壁改修範囲とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

7 2 220 長瀬中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

7 3 221 弥刀中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

7 4 222 柏田中学校

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 屋内運動場棟南面西側上部の外壁にある壁画は、破損等がないよう慎重に取り外し、学校へ引渡す。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 2階既設身障者用トイレは、多目的トイレに改修し、出入口は西面に変更する。 (イ) 2階男女それぞれのトイレ内の多目的トイレ設置は不要とする。 (ウ) 2階の施工は1階の使用に配慮し、床上での排水とする等1階への影響が最小限となる工法を検討し、市と協議すること。 (エ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) 既設トイレ改修及は、令和5年7月15日から令和5年9月30日までに完了し、学校に使用させること。
②その他	

7 5 223-01 布施中学校（第 1 屋内運動場）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) b の検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) c とする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

7 6 223-02 布施中学校（第2屋内運動場）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 22棟倉庫内の仕上塗材面も外壁改修範囲とする。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) 鋼製軒樋は、全て更新する。なお、撤去した際、露出する鉄部はSOP塗替とする。
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ3(2)⑦イ(イ)bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ3(2)⑦イ(イ)cとする。
⑧スロープ整備	(ア) 北西側出入口に到達する既設スロープの勾配等が不適合であるため、既設スロープを改修、もしくは東側玄関に到達するスロープを整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	(ア) スロープ整備は、冬休みを中心に行うこと。
②その他	

7 7 224 池島学園（後期課程）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討は、スペースが狭く不可能なため、要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

78 225 くすは縄手南校（後期課程）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	(ア) 北側屋根軒先部幕板は、更新する（取付金物共）。
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

79 301-1 日新高等学校（2階屋内運動場）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

80 301-2 日新高等学校（1階柔剣道）

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	<p>(ア) 要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) bの検討を行う。その結果、不可能な場合は要求水準書Ⅲ 3 (2) ⑦イ (イ) cとする。</p> <p>(イ) 外部側トイレと内部側トイレの間仕切り壁の撤去可否等を検討する中で、最適な平面計画を提案し、市及び学校と協議のうえ、決定する。</p> <p>(エ) 既設トイレ改修に際しては、工事用仮設間仕切を設置する。</p>
⑧スロープ整備	(ア) 1階玄関ホールに通じるスロープを新たに整備する。
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	

8 1 401 教育センター

(1) 空調等設備整備	
①空調設備	
②換気設備	
(2) 施設改修	
①内装仕上改修	
②照明改修	
③外壁改修	
④軒先部幕板改修	
⑤屋根防水改修	(ア) 屋根防水改修に必要な足場を設置する。
⑥換気モニター撤去	
⑦トイレ整備	
⑧スロープ整備	
(3) その他	
①整備スケジュール	
②その他	(ア) 教育センター利用者に配慮し、資材置場は最小限の範囲とし、作業員等の駐車場は敷地内に設けない。 (イ) 施工業務にあたり、建物内部の階段は、原則、使用しない。